

菅田一丁目ゆり野団地緑化協定書

(目 的)

第1条 この協定は、団地内に植栽されている樹木等を維持・保全するとともに、将来にわたって緑化を推進することにより、私達が生活する地区の住環境を緑豊かで潤いのある快適なものとすることを目的とする。

(名 称)

第2条 この協定は、菅田一丁目ゆり野団地緑化協定（以下「協定」という。）という。

(協定の締結)

第3条 この協定は都市緑化保全法（昭和48年法律第72号以下「法律」という。）第20条の規定に基づき締結する。

(協定区域)

第4条 協定の対象とする区域は、千葉市緑区菅田町1丁目797-1番地他で別添協定区域図に表示された区域とする。

(協定の効力)

第5条 この協定は、法律による認可を千葉市長から受けた日から起算して3年以内において、協定区域内に2以上の土地所有者等（法律第14条に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）が存することとなった時から効力が発生することとなり、この時以後において新たに協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力が及ぶものである。

(緑化に関する事項)

第6条 第1条の目的を達成する為土地所有者等は、その所有し、又は地上権若しくは賃借権を有する土地（以下「所有地権」という。）の緑化の推進に努めるものとする。

- 2 植栽する樹木は、団地内の緑を豊かにするばかりではなく、近隣的环境保全に役立つことが必要である為、それに適する樹木を下記のものを参考に植栽することとする。

※ 花または四季の変化を楽しめ木

サクラ・モミジ・タイサンボク・イスノキ・ウメ・コブシ・サルスベリ・
モクセイ・ツツジ・サツキ・アジサイ・モクレン・クチナシ・バラ・ナツメ・
モッコク・モチノキ・マツ・イチョウ・カツラ・等。

(植栽樹木の保護および管理)

第7条 土地所有者等は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう植栽した樹木を良好に保護しなければならない。

- 2 土地所有者等は、その所有地等に植栽した樹木の病虫害防除、施肥、剪定等樹木の保護及び育成に努めなければならない。
- 3 植栽した樹木が増改築その他工作物の設置等の支障となる場合は、原則として移植するものとし、枯損した場合には補植し、入居時の緑量を確保するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に土地所有者等の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、さらに10年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第9条 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等全員の合意により、法律による認可を受けるものとする。

- 2 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等の過半数の合意により、法律による認可をうけるものとする。

(所有地の譲渡等)

第10条 この協定は新たに土地所有者等となった者に対して効力が及ぶことから、土地所有者等は、所有地等を譲り渡した場合、新たに土地所有者等となった者に対し、この協定内容を明らかにし、この協定書の写しを譲渡しなければならない。

(代表委員の選出)

第11条 この協定を円滑に行う為、土地所有者等の中から協定の代表者、副代表者を各1名ずつ選出するものとする。
代表者の任期は特に定めないものとするが、代表者が変わった場合は、土地所有者等全員に文章で知らせるものとする。

(違反者等に対する措置)

第12条 第7条に規定する緑化に関する事項を積極的に履行しない者又はこの協定に違反した者に対し、代表者は協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するものとする。

(協定者の保管)

第13条 この協定書は代表者が保管し、各土地所有者等はこの写しを保有するものとする。

(補 則)

第14条 この協定に定めるその他についての必要な事項が生じたときは、別にこれを定めるものとする。